をする同一発行会社の議決権の数量等	住所又は主たる事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	ウェブページのリンク	
	届出者との関係	
	数量	議決権　　個
	議決権比率	%
８　その他の事項		

届出受理年月日及び受理番号	

財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事項	年月日及び記名押印
本届出に係る行為は、 年　月　日から 行うことができる。	

（記入要領）
１　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第３条第４項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。
２　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。
３　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
４　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
５　「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
６　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「６　届出者の事業方針等に影響を

財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事項	年月日及び記名押印
本届出に係る行為は、 年　月　日から 行うことができる。	

（記入要領）
１　代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。
２　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
３　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「８　その他の事項」欄に記入すること。
４　「１　発行会社」欄中「(4)　事前届出業種に該当する理由」欄及び「(5)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
５　「３　同意の内容」欄中「変更前」欄には、現行定款上の事業目的を、「変更後」欄には、変更後の定款案を記入するとともに、変更箇所に下線を付すこと。
　また、本届出の対象となる会社に関して過去に対内直接投資等に関する命令による届出書を提出している場合には、当該届出書の届出受理年月日及び受理番号も「変更前」欄に記入すること。
６　「５　同意目的等」欄中「(1)　同意目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得又は一任運用の目的を記入すること。「(2)　同意に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「(3)　同意後の事業計画」欄には、同意後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4)　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、同意後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。
７　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。
８　「７　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の株式の数量等」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。）である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「出資比率」欄については、届出者が発行会社の株式を所有しているときにあつては、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入し、届出者が発行会社の株式への一任運用をしているときにあつては、届出者と特別の関係にあるものがする株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第３号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる同一発行会社の株式数量及び当該株式数量の当該発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。
９　届出者が発行会社の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「８　その他の事項」欄にその旨を記入すること。
10　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）